

川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書

東京電力福島第一原発の事故発生から3年半が経過したが、いまだに事故収束に至らず、原因の究明もされていない。そのような状況のもと、原子力規制委員会は九州電力川内原発が新規制基準に適合していることを確認し、その設置変更を許可した。

大飯原発の運転差し止め裁判での福井地裁判決では、生活に影響を受ける範囲を原発から250キロメートル圏内とし、その範囲の住民の人格権を保障することなく原発を運転することは許されないこと、大きな自然災害や戦争以外で生命を守り生活を維持する権利が極めて広範に奪われる可能性があるのは原発事故のほか想定できないこと、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であること、などが記された。

この判決文の内容からも、原発事故から広範な住民への影響を回避することは政府の責任であり、川内原発を初めとする原発の再稼働に反対し廃炉を求めるとともに、原発をベース電源としたエネルギー政策を転換し、できる限り早期の原発ゼロを政策目標として、その実行のため再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り、早急にその実行に取り組むことを求める。

- 1 東京電力福島第一原発事故の原因の究明もなされていない状況で、川内原発を初め現在停止中の原発の再稼働に断固として反対し、廃炉を求める。
- 2 原発をベース電源としたエネルギー政策を転換し、できる限り早期の原発ゼロを政策目標として、その実行のため再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り、早急にその実行に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 日

調布市議会議長 林 明 裕

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長